

令和3年度

定期監査報告書

吉備中央町監査委員

目 次

1. 監査の対象	2 頁
2. 監査の期間	2 頁
3. 監査の方法	2 頁
4. 監査にあたった者	3 頁
5. 監査を補助した者	3 頁
6. 説明のため立会同席を求めた者	3 頁
7. 監査の日程及び範囲	3～4 頁
8. 監査の結果	4～6 頁

令和3年度定期監査報告書

1. 監査の対象

(1) 財務に関する事務の執行

- ① 令和3年度吉備中央町一般会計
- ② 令和3年度吉備中央町国民健康保険特別会計
- ③ 令和3年度吉備中央町介護保険特別会計
- ④ 令和3年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計
- ⑤ 令和3年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計
- ⑥ 令和3年度吉備中央町育英資金特別会計
- ⑦ 令和3年度吉備中央町診療所特別会計
- ⑧ 令和3年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別会計
- ⑨ 令和3年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計
- ⑩ 令和3年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計
- ⑪ 令和3年度吉備中央町上水道事業会計
- ⑫ 令和3年度吉備中央町下水道事業会計

(2) 経営に係る事業の管理

(3) 行政事務の執行

2. 監査の期間

自 令和4年2月2日
至 令和4年2月8日（5日間）

3. 監査の方法

財務に関する事務の執行については、予算執行、収入、支出、契約、有価証券の保管、財産管理の事務、

経営に係る事業の管理については、当該事業が合理的かつ能率的に経営されているか、

行政事務の執行については、前年度における決算審査或いは定期監査での指摘及び意見に対する措置状況、また、令和3年度における主要事業の進捗状況を中心に事務執行の能率性、効率性、合理性、経済性を関係職員の出席を求め各々説明を聴取し実施した。

4. 監査にあたった者

吉備中央町監査委員 河内 是 純
 // 黒田 員 米

5. 監査を補助した者

監査事務局長 杉原 宏 典

6. 説明のため立会同席を求めた者

会計管理者 亀山 勝 則
 総務課長 岡本 一 志
 税務課長 山本 敦 志
 企画課長 片岡 昭 彦
 協働推進課長 根本 喜代香
 住民課長 小谷 条 治
 福祉課長 奥野 充 之
 保健課長 塚田 恵 子
 子育て推進課長 富士本 里 美
 農林課長 山口 文 亮
 建設課長 高見 知 之
 加茂川総合事務所長 荒谷 哲 也
 定住促進課長 荒谷 哲 也
 水道課長 高森 学
 教育委員会事務局長 石井 純 子

7. 監査の日程及び範囲

実施月日	部 門	範 囲
2月2日	会計管理室	会計、物品管理
	総務課	行政、財政
	建設課	建設、農林土木、用地
	定住促進課	定住促進
	加茂川総合事務所	総務住民福祉、農林建設、井原出張所、総合福祉センター

2月3日	水道課 農林課 保健課	上水道、下水道 農業振興、林業振興 地域保健、医療保険
2月4日	福祉課 住民課 企画課 協働推進課	社会福祉、障害福祉、介護支援、地域包括支援センター 戸籍住民、生活環境、支所 総合政策、情報政策、広聴広報、吉備高原都市事務所 地域振興、商工観光
2月7日	子育て推進課 税務課 議会事務局 教育委員会	子育て推進 課税、収税 議会、監査 教育総務、生涯学習、図書館
2月8日	総括	備品等の保管状況（関係課等抽出）、総括審査、まとめ

8. 監査の結果

本年度の定期監査については、事務の執行が地方自治法第2条第14項、第15項及び第16項の趣旨に則ってなされているかどうか意をおきながら、次の項目に主眼をおき実施した。

- ①前年度指摘事項・意見に対する措置状況について
- ②主要事業の進捗状況について
- ③備品等の保管状況について

今回実施した限りにおいては、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることを認めるところであるが、以下、若干の指摘・指導と意見を添えて定期監査報告とする。

なお、この報告書で取り上げた事項及び監査の途中での指摘・提案等については、真摯な取り組みをお願いする。

項目別監査内容

- ①前年度指摘事項・意見に対する措置状況について
 - ・収入未済の解消について

令和2年度会計決算審査報告で、多額の滞納がある者に対する法的措置を含む厳しい措置をとるという意見を述べたが、岡山市町村税整理組合及び滞納整理推進機構を通じて差押え等を実施し、計画的な徴収が行われているとのことで大いに評価するところである。しかし、住宅新築資金等貸付金の回収は遅々として進んでいない。最終的には債権放棄、不

能欠損処分が避けられないとしても、それまでには、関係法令等に則った不断の債権回収行為があつてのことで、努力をお願いする。

・受託者、財政援助団体への指導監督の強化について

指摘を踏まえた改善への取り組みがなされていることを評価する。引き続き受託者、団体等が行う事務事業に対する密接な指導・助言・監督と実績の評価検証をお願いする。なお、令和4年度以降においても財政援助団体等に対する監査を行うので、対応をお願いする。

・契約について

基本的には財務規則に則った複数業者から見積書を徴取する「競争見積方式による随意契約」であるが、電算処理業務、施設設備の点検業務等の分野においては1社のみ見積もりによる、いわゆる特命随意契約が見受けられる。本来、随意契約は競争入札を原則とする契約の例外的入札方法で、地方自治法施行令に規定されている場合のみ認められているものである。特に特命随意契約は、客観的、合理的な理由がある場合に限定されていることから、見積書の内容について精査することは勿論、選定理由を明確に整理しておくこと。また、今後においては、随意契約についての標準的な解釈、指針となるガイドラインの作成及び公正取引委員会が目しているベンダーロックインについて留意されたい。

・各種団体・組織の検証について

町が委嘱する民生委員児童委員や栄養委員をはじめとした各種委員について、特に少子高齢化が顕著な中山間地域において、現在の形（委員数、委員の選任、活動内容など）で真に住民の福祉増進に寄与しているか、或いは負担になっていないかを検討すべき時期に来ているものと思われる。ぜひ問題意識をもって検証されたい。

・育英資金制度・要件の見直しについて

今回の担当課からの聞き取りでは、育英資金の免除制度について協議検討がなされていると聞く。これら制度の見直しにより、長期安定的な運用と就学負担の軽減につながることを期待する。

・農業集落排水の将来計画について

今回の担当課からの聞き取りにおいて、令和4年度中に「下水道再編整備計画」を策定予定との説明があり、人口減少と施設老朽化が進む中で時機を得たものと評価し、早急な策定を望むところである。

②主要事業の進捗状況について

繰越事業として2か年継続で行ってきた伝送路光ケーブル化工事は完了し、町全域に行き渡った。

町内巡回バスは実証運行の形で、デマンド型乗合タクシーは運行エリアを町全域に拡大し、いずれも令和3年10月から運行している。利用促進に向けた引き続きのPRと運行の検証が必要である。

吉備高原イノベーションヒルズ構想、また吉備高原都市スーパーシティ構想、この二つのプロジェクトには多くの方が期待と関心を寄せている。この実現により、長年の町の懸案事項が一つでも解決することを願うところである。

平成28年7月に開校した町営塾 Kii+は、令和4年度からは新体制のもと再出発の予定と聞く。今までの塾の運営を総括し、未来ある子供たちのために意義ある場所となることを期待する。

新型コロナワクチン接種は、2月4日から第3回目が始まっており、順調に進んでいるとのことで安堵すると共に、関係者の皆さんのご労苦に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

その他の事業についても概ね順調に進んでいることを確認した。

③備品等の保管状況について

今年度購入した備品の中から抽出して物品を確認した。いずれも適切に保管管理がなされており、有効活用を望む。

意見

①消防団員報酬の支払いについて

消防団と協議中とは聞くが、国からの指導に従い町が主導権をもって早急な改善に努められたい。

②公衆電話について

公衆電話が殆ど利用されていない施設もあり、その設置費用と利用頻度や必要性を十分に勘案した中で撤去も視野に検討されたい。逆に、避難所（総合福祉センター、ふれあい荘）などへは有事の際の通信網確保の観点から設置を検討されたい。

③IP無線の有効活用について

IP無線は消防団における消防・防災活動での使用を主たる目的として本年度導入されたが、機器を取り扱う機会が少ないため有事の際の適正利用に不安を感じる。そのため消防団における無線取扱訓練はもとより、行政においても日常業務に積極的に活用するなど、その操作方法を熟知し有事に備えられたい。また、消防団保有以外の機器の管理は一括総務課であるが、各課、各施設に分けて保管を行うことで有事に備えるべきである。併せて、IP無線の欠点の一つである不感地帯の解消及び対策を早急に行うべき。

④車両の購入、リースについて

公用車の導入については、購入とリースが混在する。選択した理由は明確であると思われるが、購入・リースいずれかを選択するための標準的な基準を設けるべきと考える。

